

平成 26 年度第 3 四半期保安検査において
保安規定違反区分「監視」と判断された項目の概要
(福島第二原子力発電所)

電源機能等喪失時の体制の整備に係る保安活動の一部実施不備について

概要

電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、必要な要員の配置、要員に対する訓練、並びに必要な資機材の配備について、計画の策定、活動の実施、並びに定期的な評価および評価の結果に基づく必要な措置を講じることが保安規定に規定されているが、必要な資機材の配備計画が策定されておらず、定期的な評価および評価の結果に基づく必要な措置が講じられていなかった。

保安規定の該当条項等
第 17 条の 2

対応状況

保安規定第 17 条の 2 の計画の策定、活動の実施、定期的な評価および評価結果に基づく必要な措置については、原子力災害対策マニュアル等に明確に定めることとする。

以 上